平成２８年（フ）第１０７３号
京都市中京区高倉通二条下る瓦町563番地　エステムコート御所南Ⅱ　304号室、（開始決定時の住所）京都市北区紫竹上梅ノ木町44番地
破産者　池内　卓也
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
京都府京田辺市三山木上谷浦41番地10　ライクハイツ京田辺201、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下71番地の４
破産者　木田　和子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
京都府向日市鶏冠井町御屋敷45番地　西２号室
破産者　中田　祥一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５２８号
京都府京田辺市河原神谷66番地　23―405、破産手続開始決定時の住所京都府相楽郡南山城村大字高尾小字堂ノ下13番地
破産者　仲西　秀光
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３０号
京都市西京区上桂三ノ宮町50番地の39　Ｃｈｏｅｉ第５コーポ中川　205号室、主たる営業所京都市西京区上桂三ノ宮町50番地の39　Ｃｈｏｅｉ第５コーポ中川　テンポ２号室
破産者　池本楽器こと　池本　友一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１７号
京都市西京区嵐山薬師下町３番地３　嵐山ファミリオ　206
破産者　山本　繁之
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２５号
京都市西京区御陵大枝山町５丁目３－７、破産手続開始決定時の住所京都市西京区大枝北沓掛町１丁目５番地３　サンシティ桂坂ロイヤル参番館115号
破産者　塩見　大樹（旧姓林）
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
奈良市朱雀５丁目17番地の２　ヴィラ朱雀Ⅱ201
破産者　住澤　裕子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６８号
奈良県大和郡山市小泉町749番地４
破産者　エクセルこと　岩崎　　勝
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７３９号
広島市安佐南区西原３丁目16番32号
破産者　野本　佑樹
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５６号
広島市安佐南区緑井３丁目４番14―102号
破産者　デリカエースこと　曾根　秀行
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７４４号
さいたま市南区大字大谷口591番地45、旧住所さいたま市緑区太田窪３丁目６番24号
破産者　江野　正和
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０２号
さいたま市大宮区上小町256番地１　デュオ大宮桜並木通り205
破産者　長谷部　務
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３１号
さいたま市南区文蔵２－28―14　サンヴィレッジ南浦和303、住民票上の住所千葉県白井市七次台１丁目19番１号
破産者　新澤　初美
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８９号
札幌市豊平区平岸１条13丁目５番27―106号
破産者　渡部　利人
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０号
秋田市河辺和田字上中野115番地１
破産者　いわきクラブこと　池田　通義
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部